

平成 26 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 日 本 風 力 開 発 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 塚 脇 正 幸
(コード番号 2766 東証第二部)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 専 務 小 田 耕 太 郎
(TEL. 03-3519-7250)

第 1 回転換社債型新株予約権付社債に関する社債権者集会の開催のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 9 月 25 日に発行いたしました第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本転換社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。）について、下記のとおり、本転換社債の要項に定める償還期限の延長等を含む条件の変更（以下「本条件変更」といいます。）を目的とする社債権者集会を開催することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 本条件変更の背景と理由

風力発電業界においては、導入促進のための補助金制度が縮小・廃止され、空白の 3 年間となっておりましたが、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が制定され、平成 24 年 7 月 1 日より固定価格買取制度（以下「本制度」といいます。）がスタートしました。当社グループではすべての発電所について、本制度に基づく経済産業省の設備認定及び電力会社との契約切替が完了し、平成 26 年 3 月期より、通期にわたり本制度に基づく売電価格の適用を受けております。

本制度導入に至るまでの間、国内における新規の風力発電所建設計画は、長期間ストップする状況が続き、風力発電を取り巻く環境は急激に悪化したため、当社は資金繰りの悪化、借入金の返済不履行という状況を余儀なくされましたが、本制度の導入により風力発電事業を取り巻く経営環境は大きく改善し、前連結会計年度においては、凍結されていた開発案件について他社への譲渡や共同事業化という形で、それぞれ前進させることができました。また、風力発電所の保守・管理事業を担う当社グループのメンテナンス子会社においても本制度導入後においては、当社グループ外の風力発電所の大規模修繕工事やメンテナンス業務の受託が好調に推移しております。

このように、本制度導入により売電事業及び保守・管理事業が堅調に伸びたことに加え、開発案件の他社への譲渡や共同事業化が実現したことから、前連結会計年度においては黒字化を果たすことができました。

また、平成 26 年 8 月 11 日付の「借入金の返済期限延長に関する金融機関との同意のお知らせ」で公表しておりますとおり、当社グループは、平成 27 年 4 月末日に返済期限を迎える借入金について、平成 27 年 7 月末日までの返済期限の延長を行うことについて取引金融機関 11 社よりご同意頂いており、前述のような経営環境の変化に伴いまして金融機関との取引においても支援を受けられる状況になっております。

引き続き、資金繰りの安定化や有利子負債圧縮による財務体質の改善を目的として、固定価格買取制度に基づく経済産業省の設備認定を取得し現在の買取価格（税抜 22 円/kWh）が適用される見込みの風力発電所開発案件について、譲渡もしくは他の企業との共同事業化を推進すべく、開発業務を継続して進めておりますが、資金繰りの安定化や財務体質の改善には今しばらくの期間が必要と考えており、かかる

状況の下、平成26年9月25日に満期償還期限を迎える本転換社債については、その償還期限の延長を含む本条件変更をご承認頂くために社債権者集会を開催することといたしました。

なお、本新株予約権については、平成26年9月4日までがその行使期間とされておりますが、この行使期間の延長は行いません。また、行使期間の満了により、本転換社債の新株予約権は消滅し、以後、本転換社債は普通社債権と同様の扱いになることから、その利率は、直近の取引事例を鑑みて、2%上乗せした3%とすることといたしました。

本条件変更は、本転換社債の社債要項、会社法その他適用のある法令にしたがい、社債権者集会による決議及び当該決議についての裁判所の認可を経て、全ての本転換社債について効力が発生することとなっております。

2. 本条件変更の内容

(1) 本転換社債の要項変更の内容

①本社債に関する事項

- ・満期償還日の延長（3年間延長し、平成29年9月25日とする。）
- ・利率の変更（平成26年9月26日より、利率を2%上乗せし、3%とする。）

②本新株予約権に関する事項

変更内容はありません。なお、本新株予約権の行使期間は、平成26年9月4日までとされておりますが、これに関しても変更はありません。

3. 本転換社債に関する社債権者集会の開催

本条件変更は、平成26年9月12日に開催いたします社債権者集会に諮られます。

なお、本条件変更には、社債権者集会において、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意が必要となります。

(1) 社債権者集会日時

平成26年9月12日（金）

(2) 社債権者集会開催場所

東京都千代田区

(3) 社債権者集会開催の目的

社債の要項を変更する件

本転換社債の要項を、平成26年9月22日（但し、社債権者集会の決議に係る裁判所の認可が当該日以降となった場合は裁判所の認可があった日）を効力発生日として、以下のとおり変更する。

（下線は変更部分）

現行社債要項	変更案
6. 利率 年1.0%	6. 利率 年1.0% <u>但し、平成26年9月26日以降は、年3.0%とする。</u>
11. 償還の方法及び期限 (1) 満期償還 本社債は、平成26年9月25日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。	11. 償還の方法及び期限 (1) 満期償還 本社債は、平成29年9月25日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

12. 利息支払の方法及び期限 (4) 平成26年4月1日から平成26年9月25日までの利息及び半か年に満たない期間に係る利息は、その半か年の日割りをもってこれを計算する。	12. 利息支払の方法及び期限 (4) 平成26年4月1日から平成26年9月30日まで、及び平成29年4月1日から平成29年9月25日までの利息並びに半か年に満たない期間に係る利息は、その半か年の日割りをもってこれを計算する。 <u>日割り計算に当たっては、当該期間にそれぞれ適用される利率をもって計算する。</u>
---	---

4. 今後の見通し

本件による業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後適時開示が必要になった場合には、速やかに開示する予定であります。

(ご参考)

本転換社債の概要

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| ① | 発行日 | 平成21年9月25日 |
| ② | 発行総額 | 30億円 |
| ③ | 満期償還期限 | 平成26年9月25日 |
| ④ | 転換請求期間 | 平成21年10月16日～平成26年9月4日 |
| ⑤ | 転換価額 | 4,089.2円 |

以 上